

## 空家活用支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、空家活用支援事業に関する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金について必要な事項を定める。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年神戸市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する人と自然との共生ゾーンに空家を所有し、当該空家を移住者に売却または賃貸に供しようとする者とする。ただし、本補助金の交付は同一申請者(共有名義の場合も含む)に対して1回限りとする。

2 前項の補助対象者について、次の各号に該当する者は除外する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 前2号に該当する暴力団または暴力団員と密接な関係のある団体または個人

### (交付対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件は、条例第2条第1号に規定する人と自然との共生ゾーンにあり、神戸・里山暮らし空家バンクに登録し、移住者への売却または賃貸に供する空家で、次の各号を満たすものとする。

- (1) 神戸・里山暮らし空家バンクに、当該空家への移住者が決定するまで若しくは登録後1年を経過するまで登録すること。
- (2) 神戸・里山暮らし空家バンクへの登録後1年以内に当該空家への移住者が決定した場合、当該移住者が交付対象者の3親等以内の近親者でないこと。
- (3) これまでに本補助金の交付を受けていないこと

### (交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、対象経費の2分の1以下とし、10万円を上限とする。

### (交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金申請をするときは、次に掲げる書類を事業着手までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書、事業費内訳表(原則として3者以上の見積もりを添付すること)
- (3) 土地と建物の登記事項証明、交付対象者以外の当該土地及び建物に権利(抵当権を除く)を有するものの同意書

#### (交付の決定)

第7条 理事長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

#### (補助事業の変更等)

第8条 交付対象者は、交付決定内容の変更承認を受けようとするときは補助金変更申請書(様式第4号)を、補助事業の中止(廃止)の承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認められたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、交付対象者に通知するものとする。

#### (実績報告の提出)

第9条 交付対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後20日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書、領収書
- (4) 事業完了写真

#### (交付額の確定)

第10条 理事長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに交付対象者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### (補助金の請求)

第11条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を理事長が定める期日までに理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、理事長は速やかに補助金を交付対象者に支払うものと

する。

(交付決定の取消し)

第12条 理事長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該交付対象者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費
空き家の片づけに要する経費(消耗品費、燃料費、手数料、委託料、使用料及び賃借料に限る。)